**平成２７年（フ）第７０号**
山形県酒田市亀ケ崎６丁目６番13号　グリーンライフ橘203号、前住所山形県酒田市上安町３丁目３番地の９　ラ・メール上安203号
債務者　伊藤　　健
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２７年（フ）第２６９号**
群馬県伊勢崎市香林町１丁目180番地１　グリーンヒルズＣ206
債務者　河野　　久
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第２１４号**
群馬県安中市高別当100番地　並木団地56―２棟２―216号
債務者　河井　友美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２７年（フ）第９８３号**
堺市南区城山台３丁１番６―102号
債務者　アール・ユアケこと　吉田　憲治
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０５０号**
堺市西区鳳東町１丁62番地２　アルヴィラージュ301号、前住所堺市西区津久野町１丁１番１―219号
債務者　吉井　一雄
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０７０号**
堺市堺区砂道町１丁15番７号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目12番19―313号
債務者　前田　譲一
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第３７６号**
盛岡市上厨川字前潟118番地
債務者　齊藤　滉生
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第３７８号**
岩手県花巻市天下田167番地８、旧住所岩手県奥州市水沢区真城字熊ノ堂25番地１　ピュアハウスＢ館202号室
債務者　村田　朋恵
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第３４号**
岩手県九戸郡洋野町水沢第７地割９番地１
債務者　中村きく゛ゑ子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２７年（フ）第１７３号**
群馬県太田市牛沢町1000番地１　牛沢市営住宅５―34号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字古氷203番地　光星マンションⅣ―306号
債務者　岡部　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２７年（フ）第３０７号**
愛知県一宮市森本５丁目３番５―203号　岡田真英ハイツ
債務者　杉田　律子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第３４６号**
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅５―545号
債務者　向原　理知
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第２７９号**
香川県木田郡三木町大字池戸3391番地11　Ｈ・Ｙコーポ―202
債務者　山田　国広
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１１１号**
福岡県大牟田市浜田町24番地２　松藤方
債務者　佐々木　潔
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２７年（フ）第１２５号**
香川県丸亀市郡家町3444番地新居ハイツ206号
債務者　新池　秀基
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第１２６号**
香川県丸亀市郡家町3444番地新居ハイツ206号
債務者　新池　亜紀（旧氏名藤澤高代・藤澤高代・新池高代）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第１２７号**
香川県丸亀市郡家町3444番地新居ハイツ206号
債務者　新池　香織（旧姓藤澤・辻）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部